

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1で報告してきたとおり、本県の状況や本年の人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、次の事項を実現することが必要であると考え、そのための所要の措置を講ずることを勧告する。

1 給料表について

本年10月14日に本委員会が勧告した給料表を別記第1のとおり改定すること。
新給料表への切替えは、別記第2の切替要領によること。

2 昇給制度について

昇給制度について、次のように改めること。

(1) 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。

(2) (1)の場合における昇給の号給数は、(1)に定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給(1による改定後の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及びこれに相当する職員として人事委員会規則で定めるものにあつては、3号給)とすることを標準とすること。ただし、55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員を昇給させる場合の号給数は、(1)に定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を2号給とすることを標準とすること。

(3) 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。

(4) 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないものとする。

3 地域手当について

職員の給与に関する条例(昭和27年千葉県条例第50号)第10条の2の規定による調整手当を、次のとおり、地域手当に改めること。

(1) 地域手当は、地域における民間の賃金水準等を基礎として人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給すること。

(2) 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる地域手当の支給区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

支給区分	支給割合
甲 地	100分の15
乙 地	100分の 8
丙 地	100分の 5

- (3) 地域手当の甲地，乙地及び丙地は，人事委員会規則で定めること。
- (4) 職員の給与に関する条例第10条の3の規定による調整手当を地域手当に改め，医師又は歯科医師である職員には，当分の間，(1) から(3)までにかかわらず，給料，管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給すること。
- (5) 職員の給与に関する条例第10条の4の規定による調整手当を異動等の円滑な実施を図るための地域手当に改めること。
- (6) 地域手当を算出基礎とする給与及び地域手当と調整を要する給与の範囲等については，調整手当における取扱いと同様とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

以上の改定は，平成18年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置

ア 差額の支給

(ア) 改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては，その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては，人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間，切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち，任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても，これに準じて差額に相当する額を支給すること。

(イ)(ア)の差額に相当する額は，職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号）の規定の適用については，各条例に規定する給料に含まれるものとする。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合につ

いては、3の(2)中「支給割合を」とあるのは「支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を」とし、3の(4)中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

ウ その他所要の経過措置

ア及びイに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。